

公 告

このたび別海町（及び中標津町）の一部を受益地域とする土地改良（計根別地区（区画整理））事業を道営土地改良事業として施行することを申請するため、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第85条第5項において準用する法第5条第3項の規定に基づき関係市町村と協議をしたいので、法第85条第6項の規定により公告し、関係書類を縦覧します。

また、当該土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、法第85条第7項の規定により、意見書を提出してください。

なお、縦覧及び意見書の提出方法等については次のとおりです。

令和7年10月24日

申請人

（住所）

（氏名）【自筆】

野付郡 別海町 大成 10番地の5

佐藤 雄太

野付郡 別海町 本別 63-1

中村 勝彦

野付郡 別海町 本別 12-2

江口 哲也

野付郡 別海町 大成 3番地の1

高野 謙也

野付郡 別海町 本別 8-1

相澤 栄治

1 縦覧について

(1) 関係書類の名称

土地改良事業計画概要書

(2) 縦覧期間

令和7年10月25日から令和7年11月13日まで

(3) 縦覧場所

別海町産業振興部農政課及び町ホームページ

2 意見書の提出方法等について

(1) 意見書の提出先

nousei@betsukai.jp

(2) 意見書の提出期限

令和7年11月13日（必着）

(3) 意見書の提出上の注意

ア 意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。意見書には、個人にあっては住所及び氏名を、法人にあっては法人名及び所在地を記載してください。これらは、必要に応じ当方から問い合わせをする場合があるため、お尋ねするものです。

イ 提出いただいた意見は、公表する場合があります。また、提出いただいた当該意見に対して個別には回答は致しませんので、あらかじめ御了承ください。

ウ 電話での意見はお受けできません。

エ 郵便での意見書の提出を希望される場合は、別海町産業振興部農政課までお問い合わせください。